

台風豪雨など

災害発生時 早めに避難するために

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告などを発令します。ふだんから、避難するときに必要なことを家族や地域で確認し、いざというときの行動について考えておきましょう。☎危機管理室(☎6384・1753☎6337・1631)。

確認1 生活の場にどのような危険があるのか

■市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何メートル浸水するか、土砂災害が起こりやすい場所ではないかなど、自宅や学校、職場などのよく立ち入る場所に、どのような危険があるのかを確認しましょう。

■市指定の避難場所を確認し、そこまでの経路や移動手段を計画しておきましょう。

市指定の避難所やハザードマップは市ホームページ、地域防災計画は「おおさか防災ネット」の吹田市のページで確認できます。



おおさか防災ネット

確認2 市から発令される避難情報について

■情報の入手方法(市ホームページ、防災無線など)を確認しましょう。

市から発令される避難情報と市民がとるべき行動

警戒レベル	避難情報		市民がとるべき行動
5	災害発生情報		命を守る最善の行動
4	・避難勧告 ・避難指示(緊急)		全員避難
3	避難準備・高齢者等避難開始		高齢者などは避難 他の住民は準備
2	注意報	気象庁が発令	避難行動の確認
1	警報級の可能性		心構えを高める

確認3 もしもの時に備えて考える

■例えば、次のような状況になった場合など、緊急的な対応について事前に考えておきましょう。

例1 大雨などにより、避難場所までの移動が危険と思われる場合→近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物など)に移動する。

例2 外出すら危険と思われる場合→建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋など)に移動する。

避難所での感染を防ぐために

避難所は不特定多数の人が生活するため、飛沫・接触感染が生じやすい環境となります。感染を防ぐために必要な行動などを確認しておきましょう。

避難者◇体調がすぐれない場合はすぐに申告。◇親戚や友人宅などへの避難を検討。 など

避難所運営者◇定期的な検温・体調チェックの実施。◇人が触る部分の重点的な清掃・消毒。◇濃厚接触者を後追いできるよう避難者名簿に滞在区画も記録。 など

詳しくは、府ホームページの「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」、人と防災未来センターホームページの「避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト」で確認できます。



府ホームページ



同センターホームページ